

減価償却資産のある方へのお知らせ

財務課に減価償却資産の登録のある方のみ、町県民税の申告書とあわせて毎年2月上旬頃、減価償却資産一覧表を対象者の方に送付しておりますが、システムの都合上、昨年より送付することが出来なくなっています。

ご自身等で確定申告をする際、この減価償却費の額が必要となる方は、本人確認の出来るものをご持参のうえ財務課窓口においでください。減価償却費の額をお知らせします。(同居されているご家族の方でもお知らせ出来ますので、来庁される方の本人確認の出来るものをご持参ください。)

※準備等がありますので、来庁される前には必ずご連絡をお願いします。

※役場で確定申告相談を受けられる方は相談時にお知らせさせていただきます。

町・県民税の申告

平成21年中に所得のあった人や、所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、後期高齢者医療の対象者は町・県民税の申告が必要ですので、必ず期限内に申告してください。町・県民税の申告書が必要な人はご連絡ください。

ただし、次の方は町・県民税の申告をする必要はありません。

- ・給与所得のみで年末調整をした人
- ・所得税の確定申告をした人
- ・公的年金のみの65歳以上(1月1日現在)の人
- ・その収入が148万円以下の人
- ・公的年金のみの65歳未満(1月1日現在)の人
- ・その収入が98万円以下の人

地区別納税相談日日程表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		2月16日	17日	18日	19日	20日
		田後・網代地区			浦富地区	全地区
21日 全地区	22日	23日	24日	25日	26日	27日
	浦富地区		東地区	大岩地区		全地区
28日 全地区	3月1日	2日	3日	4日	5日	6日
	大岩地区	本庄地区		岩井地区		全地区
7日 全地区	8日	9日	10日	11日	12日	13日
		小田・蒲生地区		浦富地区	全地区	全地区
14日 全地区	15日	*受付時間：午前9時から午前11時30分 午後1時から午後4時 都合の悪い場合は、他の地区の日にお越し頂いてもかまいません。				
	全地区					

税務署開庁日

お知らせ

平成22年度から町県民税の住宅ローン控除の申告は原則不要になります!!

平成11年から平成18年までに入居された方に対しては、税源移譲に伴う町県民税の住宅ローン控除が適用されていましたが、地方税法の改正により、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方についても、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の町県民税(所得割)から控除する制度(上限97、500円)が創設されました。

また、平成22年度から原則として「町県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が不要になります。

【対象となる方】

所得税において住宅ローン控除の適用がある方のうち、次の①と②の両方の要件を満たす方

①平成11年から平成18年末までに入居した方、または平成21年から平成25年末までに入居した方

②所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある方

【手続きの方法】

市区町村への申告は不要です。

ただし、入居を開始した年は所得税の確定申告を、入居2年目以降は給与所得の方は勤務先で年末調整を、また確定申告が必要な方は所得税の確定申告を、毎年3月15日までに済ませておくてください。

※地方税法の改正により、確定申告書の「特例適用条文等」への居住年月日の記載や、給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載されることで、市区町村が課税に必要な情報を把握できる仕組みへ変更され、申告書の提出が不要になります。

ただし、山林所得や退職所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方は、申告書を提出していただくことにより、控除額が有利になる場合があります。

【問い合わせ先】財務課

☎73-1413